

# 千葉市立稲毛高等学校 同窓会会則

## 第1章

### 総則

#### 第1条（名称）

本会は、千葉市立稲毛高等学校同窓会と称する。

英訳名は、Chiba Municipal Inage High School Alumni Associationと定める。

#### 第2条（事務局）

本会は事務局を、千葉市美浜区高浜3丁目1番1号 千葉市立稲毛高等学校に置く。

#### 第3条（目的）

本会は、会員相互の親睦と交流を図り、千葉市立稲毛高等学校（以下、母校という）の充実と発展に寄与することを目的とする。

#### 第4条（事業）

本会は前条の目的を達するために次の事業を行なう。

- 1 会員相互の親睦事業
- 2 母校の発展と教育活動の充実に関する事業
- 3 その他本会の目的を達するために必要な事業

## 第2章

### 会員（正会員、準会員、賛助会員）

#### 第5条（会員）

本会の会員は次のとおりとする。

- 1 正会員 母校を卒業した者
- 2 準会員 ①母校に生徒として在籍した者  
②留学生
- 3 賛助会員 ①母校旧職員および現職員（但し、卒業生は正会員とする）  
②母校に特に功労のある者

## 第6条（会員資格の喪失）

会員は、次の各号によりその資格を喪失する。

- 1 死亡したとき
- 2 除名されたとき

## 第3章 組織

### 第7条（役員等の構成および定数）

本会は次の役員等を置く。

- 1 会長
- 2 副会長                    3名（正会員2名及び母校校長）
- 3 書記                    2名（正会員2名）
- 4 会計                    2名（正会員2名）
- 5 事務局長                1名（正会員）
- 6 事務局                  若干名（正会員、母校職員）
- 7 会計監査                2名（正会員1名、母校事務長）
- 8 クラス幹事              1クラス2名
- 9 学年代表                クラス幹事の中から学年代表2名

### 第8条（役員等の役割）

役員等の役割は、次のとおりとする。

- 1 会長は、本会を代表し、会務を総理する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会務を分掌する。必要に応じて会長職務を代行する。
- 3 書記は、会議等の議事録を作成し、会務に携わる。
- 4 会計は、本会の経理事務を行い、会務に携わる。
- 5 事務局長は、本会の庶務を行い、本会を主体的に運営する。
- 6 事務局は、本会の庶務を行い、事務局長を補佐する。
- 7 会計監査は、会計を監査し、総会にて結果を報告する。

- 8 クラス幹事は、卒業年度別にクラスごとに2名を選出し、会長が委嘱する。
- 9 学年代表は、卒業年度別に、クラス幹事の中から2名を選出し、会長が委嘱する。学年代表は各クラス幹事を掌握し、連絡調整にあたる。

#### 第9条（会長の選出、任期）

会長は、正会員の中より選出し、総会にて承認を得る。任期は3年とし、再選を妨げない。会長が不在になった場合は、補選は行わず、総会まで副会長が代行を務める。

#### 第10条（副会長、書記、会計、事務局長の選出、任期）

役員（会長を除く）は、正会員の中より会長が推薦し、総会にて承認を得る。任期は3年とし、再選を妨げない。欠員が生じたときは速やかに後任者を補選し、役員会の承認をもって総会の承認に代える。補選で選出された役員の任期は前任者の残任期間とする。

### 第4章

#### 議決機関（役員会、総会、臨時総会）

##### 第11条（議決機関）

本会の会議は、下記とおり行い、会長が招集する。

- 1 総会
- 2 役員会

##### 第12条（役員会）

役員会は、会長、副会長、書記、会計、事務局長により構成され、会長の招集により開催する。

##### 第13条（最高議決機関）

総会は、本会の最高議決機関とする。

##### 第14条（総会）

総会は、会長が招集し、年1回6月に開催する。ただし、会長が必要と認めたときは臨時総会を開くことができる。総会は、以下の6号に関して執り行う。

- 1 事業報告および事業計画案提案

- 2 決算報告および予算案提案
- 3 前1号および2号に関する承認
- 4 役員人事の承認
- 5 会則改正の承認
- 6 その他重要事項の審議

活動方針、会則等の制定・改廃、会員の除名、1件30万円以上の支出等

#### 第15条（議決・議長）

- 1 総会の議事は、出席者の過半数の賛成をもって議決する。
- 2 総会の議長は、出席者の互選により選出する。

#### 第16条（会則の改訂）

本会の会則を改正するにあたっては、役員会での審議を重ね、総会で採決する。

総会の出席者の3分の2以上の賛成を必要とする。

#### 第17条（議事録の保存）

総会の議事は、書記が議事録をまとめる。総会の議長は、出席者の中から2名の署名者を指名する。署名者は議事録の内容を確認したうえで記名をする。

### 第5章 財務

#### 第18条（運営資金）

本会の運営は、同窓会終身会費・預金利息・寄付金をもって充てる。

#### 第19条（同窓会終身会費）

千葉市立稲毛高等学校在校生は、卒業時に終身会費として6,000円（入会金600円、月会費150円×3年分）を納付するものとする。

#### 第20条（会費の免除）

本会の準会員ならびに賛助会員は会費を免除する。

## 第21条（寄付金）

本会は、寄付金を募ることができる。

## 第22条（会計年度）

本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

## 第23条（会計予算）

会計予算は年度会計とし、役員会において予算案を編成する。会計予算案は総会における承認を得て、施行するものとする。

## 第24条（支出区分）

会計予算における支出区分は、次のとおりとする。

- 1 総会費
- 2 卒業記念品費
- 3 広報費
- 4 渉外費
- 5 会議費
- 6 事務費
- 7 通信費
- 8 交通費
- 9 慶弔費
- 10 学校施設備品助成金
- 11 課外活動助成金
- 12 周年事業積立金
- 13 予備費
- 14 雑費

## 第25条（経費の支出条件）

- 1 経費の支出はすべて「支出申請書」によって事務局に申請し、承認を得なければならない。
- 2 経費の支出にあたっては、債権者からの請求書が提出されなければならない。ただし、経費の性質上請求書を徴することが困難な場合においてはこの限りではない。

## 第26条（支出所定事項）

支払が終了したときには支払先の領収書とともに、「支出申請書」に所定事項を記入し事務局に提出しなければならない。

## 第27条（決算報告）

総会において、会計が決算報告を行なう。

## 第28条（繰越金）

会計年度末において、決算剰余が生じた場合は、繰越金として次年度の収入に繰り入れるものとする。

## 第6章

### 母校への経済的支援

## 第29条（支援の区分）

母校への経済的支援は次の2つに区分する。

- 1 学校施設備品助成金
- 2 課外活動助成金

## 第30条（学校施設備品助成金）

母校から、備品の購入あるいは設備の拡充や補修、教育振興のための支援依頼があった場合には、会計が原案を作成し、役員会で可否を決定する。

## 第31条（課外活動助成金）

母校在校生の課外活動の振興のため、当該団体（部活動、委員会等）もしくは当該個人

に対し課外活動助成金を支援する。支援にあたっては、母校と調整をしながら会計が原案を作成し、役員会で可否を決定する。支援条件は次の通りとする。

- 1 母校の課外活動として、高体連、高野連、高文連主催の全国大会、あるいは同等レベルの大会に出場した場合。
- 2 役員会が承認した場合。
- 3 個人の活動として出場もしくは出展し、優秀な成績をおさめた場合は、役員会で協議の上、支援する。

#### 第32条（支援の金額）

母校への経済的支援は、毎年納められる終身会費の20%程度を目安とし、実際の施行額は母校と話し合いの末、決定する。

### 第8章 その他

#### 第33条（除名）

会員が、次の各号のひとつに該当するときは、役員会での審議を経て、除名することができる。除名処分とした場合は、総会で報告しなければならない。

- 1 本会の名誉を著しく傷つけたとき
- 2 本会の目的に反する行為があったとき
- 3 本会に多大な損害を与えたとき

#### 第34条（表彰）

- 1 本会の発展や存続に寄与貢献した者に、感謝状を授与し、記念品を贈る。
- 2 表彰にあたっては、事務局において原案を作成し、役員会で承認する。

#### 第35条（不測の事態に対する対応）

この会則によりがたい場合は、役員会での協議により定める。

#### 附則

- 1 本会則は、昭和57年6月18日から施行する。
- 2 平成2年8月5日改正。
- 3 平成5年8月1日改正。
- 4 平成10年9月13日改正。

- 5 平成13年10月27日改正。
- 6 平成20年11月8日改正。
- 7 平成27年6月改正。
- 8 令和4年12月10日改正。